

飛行計画記入・通報要領新旧対照表

改正	現行
<p>平成24年9月3日 制定（国空用第279号） 平成24年10月9日 一部改正（国空用第349号） 平成25年10月17日 一部改正（国空用第316号） 平成27年2月3日 一部改正（国空用第668号） 平成28年10月13日 一部改正（国空用第449号） 平成30年3月15日 一部改正（国空用第929号） 平成31年3月6日 一部改正（国空用第807号） 令和2年3月6日 一部改正（国空用第779号） 令和2年10月1日 一部改正（国空用第325号） 令和3年9月15日 一部改正（国空用第335号）</p> <p style="text-align: center;">飛行計画記入・通報要領</p> <p style="text-align: right;">航空局交通管制部運用課長</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 定義 この要領において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略) (削る)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 飛行計画記入要領</p>	<p>平成24年9月3日 制定（国空用第279号） 平成24年10月9日 一部改正（国空用第349号） 平成25年10月17日 一部改正（国空用第316号） 平成27年2月3日 一部改正（国空用第668号） 平成28年10月13日 一部改正（国空用第449号） 平成30年3月15日 一部改正（国空用第929号） 平成31年3月6日 一部改正（国空用第807号） 令和2年3月6日 一部改正（国空用第779号） 令和2年10月1日 一部改正（国空用第325号）</p> <p style="text-align: center;">飛行計画記入・通報要領</p> <p style="text-align: right;">航空局交通管制部運用課長</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 定義 この要領において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (略) <u>(4) F S C 航空機の航行に必要な情報の収集及び対空通信による提供、航空機の運航の監視等並びに航空機の安全かつ円滑な運航を支援する機関（新千歳、仙台、東京、中部、大阪、福岡、鹿児島及び那覇空港事務所）をいう。</u></p> <p>4. (略)</p> <p>5. 飛行計画記入要領</p>

飛行計画記入・通報要領新旧対照表

改正	現行
<p>飛行計画は、次に掲げるところにより、記入するものとする。なお、外国FIRを航行する航空機に必要な記入内容については、外国FIRに係る各国の航空路誌（以下「AIP」という。）等で確認しなければならない。</p> <p>5. 1 （略）</p> <p>5. 2 飛行計画各項の記入</p> <p>(1) ～ (5) （略）</p> <p>(6) 第15項 経路等</p> <p>a. 、b. （略）</p> <p>c. 経路</p> <p>(a) ～ (e) （略）</p> <p>(f) パッセンジャー・ストップ（有視界飛行方式による飛行であって、予定経路上の寄港地（<u>空港事務所、空港出張所又は空港・航空路監視レーダー事務所</u>が設置されている空港（<u>当該空港における航空保安業務</u>の提供時間内に限る。）以外の空港、飛行場及び場外離着陸場。以下「中間寄港地」という。）において着陸した後エンジンを停止することなく30分以内に搭乗者の乗降等を行い、引き続き離陸するものであって、かつ、当該中間寄港地における着陸及び離陸時刻を中間寄港地の着陸予定時刻から30分以内に通報を行うものをいう。）を行う場合は、当該飛行の経路間にある中間寄港地となる箇所に「PS」を記入する。</p> <p>(7) （略）</p> <p>(8) 第18項 その他の情報</p> <p>a. （略）</p> <p>b. 情報を記入する場合、次に掲げる事項のうち該当するものをその順序で記入する。この場合、事項ごとに1字あけるものとする。</p> <p>注1 (u) ア. ～シ. については順序は問わない。</p> <p>注2 第18項の記入例を別表2に記載する。</p>	<p>飛行計画は、次に掲げるところにより、記入するものとする。なお、外国FIRを航行する航空機に必要な記入内容については、外国FIRに係る各国の航空路誌（以下「AIP」という。）等で確認しなければならない。</p> <p>5. 1 （略）</p> <p>5. 2 飛行計画各項の記入</p> <p>(1) ～ (5) （略）</p> <p>(6) 第15項 経路等</p> <p>a. 、b. （略）</p> <p>c. 経路</p> <p>(a) ～ (e) （略）</p> <p>(f) パッセンジャー・ストップ（有視界飛行方式による飛行であって、予定経路上の寄港地（<u>空港事務所等</u>が設置されている空港（<u>航空保安業務</u>の提供時間内に限る。）以外の空港、飛行場及び場外離着陸場。以下「中間寄港地」という。）において着陸した後エンジンを停止することなく30分以内に搭乗者の乗降等を行い、引き続き離陸するものであって、かつ、当該中間寄港地における着陸及び離陸時刻を中間寄港地の着陸予定時刻から30分以内に通報を行うものをいう。）を行う場合は、当該飛行の経路間にある中間寄港地となる箇所に「PS」を記入する。</p> <p>(7) （略）</p> <p>(8) 第18項 その他の情報</p> <p>a. （略）</p> <p>b. 情報を記入する場合、次に掲げる事項のうち該当するものをその順序で記入する。この場合、事項ごとに1字あけるものとする。</p> <p>注1 (u) ア. ～シ. については順序は問わない。</p> <p>注2 第18項の記入例を別表2に記載する。</p>

飛行計画記入・通報要領新旧対照表

改正

現行

(a) ~ (t)

(u) その他

「RMK/」及びそれに続けて、次に掲げるところにより、飛行目的若しくは当局又は機長が航空交通業務に関し必要と認める事項のうち該当する事項を記入する。この場合、各項目間は1字あけるものとする。

ア. ~エ. (略)

オ. 地上において到着の通知を行うことが困難である場合離着陸場を目的地とし、引き続き当該場外離着陸場から離陸した後にその上空から広域対空援助局を経由して当該場外離着陸場への到着の通知を行うことを予定する飛行計画については、次に掲げるところにより記入する。

(ア) スルーフライトプランのうち、当該場外離着陸場を目的地とする飛行計画にあっては、「NOTE=CLS=」及びそれに続けて、到着前に到着予定時刻及び次の連絡予定時刻の通知を行う広域対空援助局の呼出名称及び周波数を項目ごとにスペースで区切って記入する。

ただし、エ. の記入を行ったときは、「NOTE=」を省略する。

(イ) スルーフライトプランのうち、当該場外離着陸場を出発地とする飛行計画にあっては、「NOTE=CTC=」及びそれに続けて、上記(ア)の連絡予定時刻において到着時刻及び出発時刻の通知を行う当該広域対空援助局の呼出名称及び周波数を記入する。

ただし、エ. の記入を行ったときは、「NOTE=」を省略する。

カ. 、キ. (略)

ク. フルストップ(1通の飛行計画により、出発地又は目的地(空港事務所、空港出張所又は空港・航空路監視レーダー事務所が所在する空港に限る。))において、航空機が着陸後に滑走路又は滑走路を離脱して停止し、再び離陸するという飛行を同一の空港にて行う飛行形態をいう。)を行う場合は、「FS」及びそれに続けてフルストップ回数(2桁)及び実施する飛行場のICAO4文字地点略号を記入する。

ケ. ~ス. (略)

(9) (略)

(a) ~ (t)

(u) その他

「RMK/」及びそれに続けて、次に掲げるところにより、飛行目的若しくは当局又は機長が航空交通業務に関し必要と認める事項のうち該当する事項を記入する。この場合、各項目間は1字あけるものとする。

ア. ~エ. (略)

オ. 地上において到着の通知を行うことが困難である場合離着陸場を目的地とし、引き続き当該場外離着陸場から離陸した後にその上空からFSCを経由して当該場外離着陸場への到着の通知を行うことを予定する飛行計画については、次に掲げるところにより記入する。

(ア) スルーフライトプランのうち、当該場外離着陸場を目的地とする飛行計画にあっては、「NOTE=CLS=」及びそれに続けて、到着前に到着予定時刻及び次の連絡予定時刻の通知を行うFSCの呼出名称及び周波数を項目ごとにスペースで区切って記入する。

ただし、エ. の記入を行ったときは、「NOTE=」を省略する。

(イ) スルーフライトプランのうち、当該場外離着陸場を出発地とする飛行計画にあっては、「NOTE=CTC=」及びそれに続けて、上記(ア)の連絡予定時刻において到着時刻及び出発時刻の通知を行う当該FSCの呼出名称及び周波数を記入する。

ただし、エ. の記入を行ったときは、「NOTE=」を省略する。

カ. 、キ. (略)

ク. フルストップ(1通の飛行計画により、出発地又は目的地(空港事務所等が所在する空港に限る。))において、航空機が着陸後に滑走路又は滑走路を離脱して停止し、再び離陸するという飛行を同一の空港にて行う飛行形態をいう。)を行う場合は、「FS」及びそれに続けてフルストップ回数(2桁)及び実施する飛行場のICAO4文字地点略号を記入する。

ケ. ~ス. (略)

(9) (略)

飛行計画記入・通報要領新旧対照表

改正	現行
<p>附則（平成24年9月3日 国空用第279号）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本要領は、平成24年10月18日から施行する。 2. 本要領の施行日から平成24年11月15日までの間、飛行計画の記入・通報は、本要領によるほか、AIP ENR 1. 10 飛行計画に記載される記入・通報によることができるものとする。 <p>附則（平成24年10月9日 国空用第349号）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本要領は、平成24年10月18日から施行する。 <p>附則（平成25年10月17日 国空用第316号）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本要領は、平成25年10月17日から施行する。 2. 本要領の施行の日において、監視機器ADS-Bを使用した運航を既に行っている場合にあっては、平成25年12月11日までの間、当該監視機器の使用が航空当局から認められていなくても当該監視機器の種類、性能に応じた記号を入力することができるものとする。 <p>附則（平成27年2月3日 国空用第668号）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本要領は、平成27年4月1日から施行する。 <p>附則（平成28年10月13日 国空用第449号）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本要領は、平成28年11月10日から施行する。 <p>附則（平成30年3月15日 国空用第929号）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本要領は、平成30年4月1日から施行する。 <p>附則（平成31年3月6日 国空用第807号）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本要領は、平成31年4月1日から施行する。 <p>附則（令和2年3月6日 国空用第779号）</p>	<p>附則（平成24年9月3日 国空用第279号）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本要領は、平成24年10月18日から施行する。 2. 本要領の施行日から平成24年11月15日までの間、飛行計画の記入・通報は、本要領によるほか、AIP ENR 1. 10 飛行計画に記載される記入・通報によることができるものとする。 <p>附則（平成24年10月9日 国空用第349号）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本要領は、平成24年10月18日から施行する。 <p>附則（平成25年10月17日 国空用第316号）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本要領は、平成25年10月17日から施行する。 2. 本要領の施行の日において、監視機器ADS-Bを使用した運航を既に行っている場合にあっては、平成25年12月11日までの間、当該監視機器の使用が航空当局から認められていなくても当該監視機器の種類、性能に応じた記号を入力することができるものとする。 <p>附則（平成27年2月3日 国空用第668号）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本要領は、平成27年4月1日から施行する。 <p>附則（平成28年10月13日 国空用第449号）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本要領は、平成28年11月10日から施行する。 <p>附則（平成30年3月15日 国空用第929号）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本要領は、平成30年4月1日から施行する。 <p>附則（平成31年3月6日 国空用第807号）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本要領は、平成31年4月1日から施行する。 <p>附則（令和2年3月6日 国空用第779号）</p>

飛行計画記入・通報要領新旧対照表

改正

現行

1. 本要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則（令和2年10月1日 国空用第325号）

1. 本要領は、令和2年11月5日から施行する。

附則（令和3年9月15日 国空用第335号）

1. 本要領は、令和3年10月1日から施行する。

別表2

記入順位	記入項目1	記入項目2	記入例	補足
(略)				
16	RMK/			(略)
		NOTE=CLS=	NOTE=CLS= <u>OSAKA INFO 135.6</u>	スルーフライトプラン（最初の飛行計画）の場合 <u>広域対空援助局</u> 呼出名称及び周波数（ <u>OSAKA INFO 135.6</u> ）
		NOTE=CTC=	NOTE=CTC= <u>OSAKA INFO 135.6</u>	スルーフライトプラン（最初の飛行計画に続く飛行計画）の場合 <u>広域対空援助局</u> 呼出名称及び周波数（ <u>OSAKA INFO 135.6</u> ）
		NOTE=CTC= <u>OSAKA INFO 135.6</u> ASM=A12345	民間訓練試験空域使用の場合 Facility 呼出名称及び周波数（ <u>OSAKA INFO 135.6</u> ） 航空交通管理センターとの調整番号（A12345） (略)	

※「XXXXX」はフリーテキスト

1. 本要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則（令和2年10月1日 国空用第325号）

1. 本要領は、令和2年11月5日から施行する。

別表2

記入順位	記入項目1	記入項目2	記入例	補足
(略)				
16	RMK/			(略)
		NOTE=CLS=	NOTE=CLS= <u>TOKYO INFO NARITA 134.8</u>	スルーフライトプラン（最初の飛行計画）の場合 <u>FSC</u> 呼出名称及び周波数（ <u>TOKYO INFO 134.8</u> ）
		NOTE=CTC=	NOTE=CTC= <u>TOKYO INFO NARITA 134.8</u>	スルーフライトプラン（最初の飛行計画に続く飛行計画）の場合 <u>FSC</u> 呼出名称及び周波数（ <u>TOKYO INFO 134.8</u> ）
		NOTE=CTC= <u>TOKYO INFO 135.75</u> ASM=A12345	民間訓練試験空域使用の場合 Facility 呼出名称及び周波数（ <u>TOKYO INFO 135.75</u> ） 航空交通管理センターとの調整番号（A12345） (略)	

※「XXXXX」はフリーテキスト